

# 日本外交文書

大正二年 第二冊

外務省

## 序

日本外交文書の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となつた。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、欧州大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたつて展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和三十八年十一月

外務大臣官房国際資料部調査課長

## 例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊はそれぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 对中国関係事項

(三) 米国の排日問題、欧州大戦関係、ワシントン会議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日付により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当つて原書の改変、削除、簡略化等は行なわれていない。

但し、使用漢字については、条約文、協定文等、特殊な名称、固有名詞等を除いては当用漢字の新字体を用いることとした。

五、大正二年の本書は明治四十五年に引き続き大正二年中に展開された外交関係事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、对中国関係文書は専ら第二冊に、また米国の排日問題の文書は専ら第三冊に収録した。

なお、各分冊末尾の付録は当該分冊限りの日付索引を掲載したものである。

目次

一	中国新政府承認ニ関スル件	一
二	中国改革借款一件	七
三	第二革命ト亡命政客渡日ノ件	三九
四	漢口、兗州及南京ノ三事件ニ関スル件	四四
五	昌黎事件ニ関スル件	六六
六	滿蒙鉄道交渉ニ関スル件	六九
七	華中及華南鉄道交渉ニ関スル件	七七
	一 南萍鉄道	
	二 常玉鉄道	
	三 南潯鉄道	
	四 寧湘鉄道	
	五 安正鉄道	

八 漢冶萍公司借款關係雜件 ..... 八六

九 中国興業株式会社設立ニ関スル件 ..... 九六

一〇 鮮満国境通過鉄道貨物ノ関稅輕減取極成立ノ件 ..... 一〇三

一一 中国輸入稅率改正一件 ..... 一〇七

一二 雜件 ..... 一〇七

- 一 阿部政務局長稿「支那ニ関スル外交政策ノ綱領」
- 二 对支同志聯合会ノ旨趣書及規約書並滿蒙問題理由書

附錄 日本外交文書大正二年第二冊日附索引

事項一 中国新政府承認ニ関スル件

註 本件ニ関シテハ、外務省記録焼失シタルニ付専ラ松本忠雄氏記録ニ拠リタリ

一 三月二十日 在米國珍田大使ヨリ  
牧野外務大臣宛(電報)

米國ハ近日中国新政府承認ノ模様ナル旨報告  
ノ件

第三七号

支那借款問題ニ関シ今回米國政府及財業團ノ發表セル方針  
説明書並其後当國新聞紙ニ散見スル諸報道ヲ綜合シ觀察ス  
ルニ米國政府ハ近日支那共和国ノ正式承認ヲ專行シテ支那  
ニ好意ヲ表シ以テ同國対外通商關係上米國ニ於テ何等特殊  
ノ便宜ヲ得ヘキ地步ヲ占メントスルノ意アルモノト疑ハル  
、点ナキニアラス事実ノ真相ハ探聞次第追報スヘキモ不取  
敢御參考迄

二 三月二十二日 在米國珍田大使ヨリ  
牧野外務大臣宛(電報)

米國ノ中国新政府承認問題ニ関シ英仏兩大使

ト会谈ノ件

第三九号

一 中国新政府承認ニ関スル件 一一

三月二十日英國大使三月二十一日仏國大使ト夫レ夫レ面會  
ノ節支那借款問題ニ関シ米國政府今回發表セル方針説明等  
ニ言及シタルニ兩大使トモ當國カ今日迄本問題ニ付常ニ提  
携シ來レル關係列國ニ對シ何等予告ヲ与ヘスシテ突然政策  
ヲ一變セルハ其意ヲ得ザルモ右方針ハ「デモクラット」党  
ノ大體政綱ニ基クモノナルヘシト云ヒ尚仏國大使ハ往電第  
三七号所載ト同一ノ疑念ヲ抱キ遠カラス米國政府ニ於テ支  
那共和国ノ正式承認ヲ專行スルニ至ルヘキヲ予想シ本國政  
府ニ警告ヲ与ヘ置キタリト述ヘ仮令米國政府ガ承認問題ニ  
付支那ニ好意ヲ示スモ支那ノ最モ必要トスルハ資金ニアリ  
從テ資金ノ供給ニ付援助ヲ与ヘサル限りハ右好意ハ現実ナ  
ル効果ヲ生スルモノトモ思ハレス然ルニ米國目下ノ經濟狀  
態ハ到底巨額ノ資金ヲ支那ニ投下スルヲ許サザルヲ以テ米  
國ノ獨立行為ハ深ク恐ルルニ足ラサルヘント語レリ

註 右ハ三月二十三日午後九時二十分外務省ニ接到